

○経済産業省令第二十号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、一般高压ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

経済産業大臣 梶山 弘志

一般高压ガス保安規則等の一部を改正する省令

（一般高压ガス保安規則の一部改正）

第一条 一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇七 「略」

八 低温貯槽 大気圧における沸点が零度以下のガスを温度零度以下又は当該ガスの気相部における常用の圧力（通常の使用状態において、当該設備等に作用する圧力（当該圧力が変動する場合にあつては、その変動範囲のうちの最高の圧力）であつて、ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が〇・一メガパスカル以下の液体の状態で貯蔵するための貯槽であつて、断熱材で被覆し、又は冷凍設備で冷却することにより貯槽内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しない

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇七 「略」

八 可燃性ガス低温貯槽 可燃性ガスであつて大気圧における沸点が零度以下のものを温度零度以下又は当該ガスの気相部における常用の圧力（通常の使用状態において、当該設備等に作用する圧力（当該圧力が変動する場合にあつては、その変動範囲のうちの最高の圧力）であつて、ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が〇・一メガパスカル以下の液体の状態で貯蔵するための貯槽であつて、断熱材で被覆し、又は冷凍設備で冷却することにより貯槽内のガスの温度が

ような措置を講じてあるもの

九〇十七 「略」

十八 処理能力 処理設備又は減圧設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるとするガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したもの）をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。

～であつて、次に掲げる処理設備又は減圧設備の区分に応じ、それぞれに掲げるところにより得られたもの

イ～へ 「略」

ト その他処理設備

(イ)・(ロ) 「略」

「削る」

常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてあるもの

九〇十七 「略」

十八 処理能力 処理設備又は減圧設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるとするガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したもの）をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。

～であつて、次に掲げる処理設備又は減圧設備の区分に応じ、それぞれに掲げるところにより得られたもの

イ～へ 「略」

ト その他処理設備

(イ)・(ロ) 「略」

(ハ) コールド・エバポレータ（専ら液化

アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又

は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された蒸発器により当該液化ガスを気化するための高压ガス設備をいう。以下同じ。

① 気化ガスを取り出す場合

(i) 送ガス蒸発器の常用の圧力が一

メガパスカル以上のもの $Q_{11} = W$

$\frac{1}{10} \div (22.4 \div M \times \rho \times 1000) \times (10$

$P_{11} + 1) \times 24 + W_{11} \times 24$

(ii) 送ガス蒸発器の常用の圧力が一

メガパスカル未満のもの $Q_{11} = W$

$\frac{1}{10} \div (22.4 \div M \times \rho \times 1000) \times (10$

$P_{11} + 1) \times 24$

② 液化ガスを取り出す場合 $Q_{11} =$

$\frac{10 p_{11} + 1}{10} \times 0.9 V_{11}$

(ハ) 内部冷却器付貯槽 $Q_{11} = V_{11} \times 10 P_{11}$	(ニ) 加圧蒸発器付貯槽 $Q_{12} = (10 P_{12} + 1$	$) \times 0.9 V_{12}$	(ホ) 加圧蒸発器付低温貯槽	① [略]	② 液化ガスを取り出す場合 $Q_{13} =$	$10 P_{13} + 1) \times 0.9 V_{13}$	(ヘ)・(ト) [略]	チ・リ [略]	備考 これらの式において、 Q_1, W_1, ρ, M	$Q_2, W_2, Q_3, W_3, Q_4, W_4, q_5, Q_6,$	$q_6, Q_7, q_7, Q_8, Q_9, V_9, P_9, Q_{10}, V_{10}, P_{10}$	$q_6, Q_7, q_7, Q_8, Q_9, V_9, P_9, Q_{10}, V_{10}, P_{10}$	$q_6, Q_7, q_7, Q_8, Q_9, V_9, P_9, Q_{10}, V_{10}, P_{10}$	$q_6, Q_7, q_7, Q_8, Q_9, V_9, P_9, Q_{10}, V_{10}, P_{10}$	$q_6, Q_7, q_7, Q_8, Q_9, V_9, P_9, Q_{10}, V_{10}, P_{10}$	$q_6, Q_7, q_7, Q_8, Q_9, V_9, P_9, Q_{10}, V_{10}, P_{10}$	$q_6, Q_7, q_7, Q_8, Q_9, V_9, P_9, Q_{10}, V_{10}, P_{10}$
---	--	-----------------------	----------------	-------	--------------------------	------------------------------------	-------------	---------	-----------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---

(ニ) 内部冷却器付貯槽 $Q_{12} = V_{12} \times 10 P_{12}$	[新設]	(ホ) 加圧蒸発器付低温貯槽	① [略]	② 液化ガスを取り出す場合 $Q_{13} = q$	$_{13} \times (10 P_{13} + 1) \times 24$	(ヘ)・(ト) [略]	チ・リ [略]	備考 これらの式において、 Q_1, W_1, ρ, M	$Q_2, W_2, Q_3, W_3, Q_4, W_4, q_5, Q_6,$	$q_6, Q_7, q_7, Q_8, Q_9, V_9, P_9, Q_{10}, V_{10}, P_{10}$	$q_6, Q_7, q_7, Q_8, Q_9, V_9, P_9, Q_{10}, V_{10}, P_{10}$	$q_6, Q_7, q_7, Q_8, Q_9, V_9, P_9, Q_{10}, V_{10}, P_{10}$	$q_6, Q_7, q_7, Q_8, Q_9, V_9, P_9, Q_{10}, V_{10}, P_{10}$	$q_6, Q_7, q_7, Q_8, Q_9, V_9, P_9, Q_{10}, V_{10}, P_{10}$	$q_6, Q_7, q_7, Q_8, Q_9, V_9, P_9, Q_{10}, V_{10}, P_{10}$	$q_6, Q_7, q_7, Q_8, Q_9, V_9, P_9, Q_{10}, V_{10}, P_{10}$
---	------	----------------	-------	----------------------------	--	-------------	---------	-----------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---

単位 立方メートル毎日)

P₁₂ 加圧蒸発器付貯槽の常用の圧力の数値
(単位 メガパスカル)

V₁₂ 加圧蒸発器付貯槽の内容積の数値 (単位 立方メートル)

Q₁₃ 加圧蒸発器付低温貯槽の処理能力の数値 (単位 立方メートル毎日)

W₁₃ 「略」
P₁₃ 加圧蒸発器付低温貯槽の常用の圧力の数値 (単位 メガパスカル)

「削る」

V₁₃ 加圧蒸発器付低温貯槽の内容積の数値
(単位 立方メートル)

Q₁₄ W₁₇ 「略」

十九ノ二十二 「略」

「新設」

「新設」

Q₁₃ 加圧蒸発器付貯槽の処理能力の数値 (単位 立方メートル毎日)

W₁₃ 「略」

P₁₃ 加圧蒸発器付貯槽の最高圧縮圧力の数値 (単位 メガパスカル)

q₁₃ 高压ガスの最大充填量の数値 (単位

立方メートル毎時)

「新設」

Q₁₄ W₁₇ 「略」

十九ノ二十二 「略」

二十二の二 コールド・エバポレータ 液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の加圧蒸発器付低温貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）を有する定置式製造設備（加圧蒸発器付低温貯槽以外の処理設備（第十八号ハの処理設備を除く。）を有するものを除く。） 二十三～二十六 「略」 2 「略」	「新設」 二十三～二十六 「略」 2 「略」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（高圧ガス保安協会規則の一部改正）

第二条 高圧ガス保安協会規則（昭和四十一年通商産業省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲

げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(検査員の条件) 第二条 法第五十九条の三十第二項の経済産業省令で定める条件は、次の各号に定めるところによる。 一 四 「略」 五 製造設備が一般高压ガス保安規則第二条第一項第二十二号の二又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十三号の二に規定するコールド・エバポレータに係る製造のための施設の完成検査及び特定施設の保安検査を実施する者に関する条件は、次のイ、ロ、ハ又はニに掲げるものとする。	(検査員の条件) 第二条 法第五十九条の三十第二項の経済産業省令で定める条件は、次の各号に定めるところによる。 一 四 「略」 五 専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高压ガス設備（以下「コールド・エバポレータ」という。）の完成検査及び保安検査を実施する者に関する条件は、次のイ、ロ、

イ、ニ 「略」 六、十二 「略」	ハ又はニに掲げるものとする。 イ、ニ 「略」 六、十二 「略」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第三条 コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
-----	-----

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇八 「略」

九 低温貯槽 大気圧における沸点が零度以下

のガスを温度零度以下又は当該ガスの気相部における常用の圧力（通常の使用状態において、当該設備等に作用する圧力（当該圧力が変動する場合にあつては、その変動範囲のうちの最高の圧力）であつて、ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が〇・一メガパスカル以下の液体の状態で貯蔵するための貯槽であつて、断熱材で被覆し、又は冷凍設備で冷却することにより貯槽内のガ

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇八 「略」

九 可燃性ガス低温貯槽 可燃性ガスであつて大気圧における沸点が零度以下のものを

温度零度以下又は当該ガスの気相部における常用の圧力（通常の使用状態において、当該設備等に作用する圧力（当該圧力が変動する場合にあつては、その変動範囲のうちの最高の圧力）であつて、ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が〇・一メガパスカル以下の液体の状態で貯蔵するための貯槽であつて、断熱材で被覆し、又は冷凍設備で

スの温度が常用の温度を超えて上昇しない
ような措置を講じてあるもの

九の二〇十三 「略」

十三の二 コールド・エバポレータ 液化ア

ルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化
酸素の加圧蒸発器付低温貯槽（二重殻真空
断熱式構造のものに限る。）を有する定置
式製造設備（加圧蒸発器付低温貯槽以外の
処理設備（第十九号ハの処理設備を除く。
）を有するものを除く。）

十四〇十八 「略」

十九 処理能力 処理設備の処理容積（圧縮
、液化その他の方法で一日に処理すること
ができるガスの容積（温度零度、圧力零パ
スカルの状態に換算したものをいう。以下

冷却することにより貯槽内のガスの温度が
常用の温度を超えて上昇しないような措置
を講じてあるもの

九の二〇十三 「略」

「新設」

十四〇十八 「略」

十九 処理能力 処理設備の処理容積（圧縮
、液化その他の方法で一日に処理すること
ができるガスの容積（温度零度、圧力零パ
スカルの状態に換算したものをいう。以下

同じ。～をいう。以下同じ。～であつて、次に掲げる処理設備の区分に応じ、それぞれに掲げるところにより得られたもの

イゝへ 「略」

ト その他処理設備

(イ)・(ロ) 「略」

「削る」

同じ。～をいう。以下同じ。～であつて、次に掲げる処理設備の区分に応じ、それぞれに掲げるところにより得られたもの

イゝへ 「略」

ト その他処理設備

(イ)・(ロ) 「略」

(ハ) コールド・エバポレータ（専ら液化

アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又

は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式

構造のものに限る。）に接続された蒸

発器により当該液化ガスを気化するた

めの高压ガス設備をいう。以下同じ。

～

① 気化ガスを取り出す場合

(i) 送ガス蒸発器の常用の圧力が一

メガパスカル以上のもの

$Q_H = W$

(ハ)	内部冷却器付貯槽	$Q_{11} = V_{11} \times 10 P_{11}$
(ニ)	加圧蒸発器付貯槽	$Q_{12} = (10 P_{12} + 1$
	$) \times 0.9 V_{12}$	
(ホ)	加圧蒸発器付低温貯槽	
①	〔略〕	
②	液化ガスを取り出す場合	$Q_{13} = ($
	$10 P_{13} + 1) \times 0.9 V_{13}$	
(ヘ)	〔略〕	

	$11 \sqrt{(22.4 / M \times \rho \times 1000)} \times (10$	
	$P_{11} + 1) \times 24 + W_{11} \times 24$	
(ii)	送ガス蒸発器の常用の圧力が一	
	メガパスカル未満のもの	$Q_{11} = W$
	$11 \sqrt{(22.4 / M \times \rho \times 1000)} \times (10$	
	$P_{11} + 1) \times 24$	
②	液化ガスを取り出す場合	$Q_{11} = ($
	$10 P_{11} + 1) \times 0.9 V_{11}$	
(ニ)	内部冷却器付貯槽	$Q_{12} = V_{12} \times 10 P_{12}$
	〔新設〕	
(ホ)	加圧蒸発器付低温貯槽	
①	〔略〕	
②	液化ガスを取り出す場合	$Q_{13} = q$
	$13 \times (10 P_{13} + 1) \times 24$	
(ヘ)	〔略〕	

チ 「略」	備考 これらの式において、 Q_1 、 W_1 、 ρ 、 M 、 Q_2 、 W_2 、 Q_3 、 W_3 、 Q_4 、 W_4 、 Q_5 、 q_5 、 Q_6 、 q_6 、 Q_7 、 q_7 、 Q_8 、 V_9 、 P_9 、 Q_{10} 、 V_{10} 、 P_{10} 、 n 、 Q_{11} 、 V_{11} 、 P_{11} 、 Q_{12} 、 P_{12} 、 V_{12} 、 Q_{13} 、 W_{13} 、 P_{13} 、 V_{13} 、 Q_{14} 、 Q_{15} 及び W_{15} は、それぞれ次の数値を表すものとする。	Q_1 、 n 「略」	「削る」	「削る」	「削る」	「削る」
----------	---	--------------------	------	------	------	------

チ 「略」	備考 これらの式において、 Q_1 、 W_1 、 ρ 、 M 、 Q_2 、 W_2 、 Q_3 、 W_3 、 Q_4 、 W_4 、 Q_5 、 q_5 、 Q_6 、 q_6 、 Q_7 、 q_7 、 Q_8 、 V_9 、 P_9 、 Q_{10} 、 V_{10} 、 P_{10} 、 n 、 Q_{11} 、 W_{11} 、 P_{11} 、 p_{11} 、 V_{11} 、 Q_{12} 、 V_{12} 、 P_{12} 、 Q_{13} 、 W_{13} 、 P_{13} 、 q_{13} 、 Q_{14} 、 Q_{15} 及び W_{15} は、それぞれ次の数値を表すものとする。	Q_1 、 n 「略」	Q_{11} コールド・エバポレータの処理能力の数値（単位 立方メートル毎日）	W_{11} 送ガス用蒸発器の公称能力の数値（単位 立方メートル毎時）	P_{11} 送ガス用蒸発器の常用の圧力の数値（単位 メガパスカル）	p_{11} 加圧蒸発器の常用の圧力の数値（単位 メガパスカル）
----------	---	--------------------	---	---------------------------------------	--------------------------------------	------------------------------------

「削る」	Q ₁₁ 「略」	V ₁₁ 「略」	P ₁₁ 内部冷却器付貯槽の常用の圧力の数値	(単位 メガパスカル)	Q ₁₂ 加圧蒸発器付貯槽の処理能力の数値 (単位	単位 立方メートル毎日)	P ₁₂ 加圧蒸発器付貯槽の常用の圧力の数値	(単位 メガパスカル)	V ₁₂ 加圧蒸発器付貯槽の内容積の数値 (単位	立方メートル)	Q ₁₃ 加圧蒸発器付低温貯槽の処理能力の数値 (単位	立方メートル毎日)	W ₁₃ 「略」	P ₁₃ 加圧蒸発器付低温貯槽の常用の圧力の数値
------	-----------------------	-----------------------	-------------------------------------	-------------	--	--------------	-------------------------------------	-------------	---------------------------------------	---------	--	-----------	-----------------------	---------------------------------------

V ₁₁ 貯槽の内容積の数値 (単位 立方メートル)	Q ₁₂ 「略」	V ₁₂ 「略」	P ₁₂ 内部冷却器付貯槽の最高圧縮圧力の数値 (単位	メガパスカル)	「新設」	「新設」	「新設」	Q ₁₃ 加圧蒸発器付貯槽の処理能力の数値 (単位	立方メートル毎日)	W ₁₃ 「略」	P ₁₃ 加圧蒸発器付貯槽の最高圧縮圧力の数値
---	-----------------------	-----------------------	--	---------	------	------	------	--	-----------	-----------------------	--------------------------------------

数値（単位　メガパスカル） 「削る」 V_{13} 加圧蒸発器付低温貯槽の内容積の数値 （単位　立方メートル） Q_{14} W_{15} 「略」 二十〇二十六 「略」 2 「略」	値（単位　メガパスカル） q_{13} 加圧蒸発器付低温貯槽の内容積の数値（単位　立方メートル毎時） 「新設」 Q_{14} W_{15} 「略」 二十〇二十六 「略」 2 「略」
備考　表中の「」の記載は注記である。	

（高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正）

第四条　高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(指定完成検査機関に係る指定の区分) 第十三条 法第五十八条の十八の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。 一 四 「略」 五 前二号に掲げる完成検査のうち、製造設備が一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十二号の二又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十三号の二に規定するワールド・エバポレータである製造施設(当該製造施設のみを有する事業所に設置されているものに限る。)に係る完成検査を行う者としての指定
改正前	(指定完成検査機関に係る指定の区分) 第十三条 法第五十八条の十八の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。 一 四 「略」 五 専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽(二重殻真空断熱式構造のものに限る。)に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備(当該高圧ガス設備のみを有する事業所に設置されているものに限る。)に係る製造施設の完成検査を行う者としての指定

2 「略」

(指定保安検査機関に係る指定の区分)

第二十四条 法第五十八条の三十の三第一項の
経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲
げるものによるものとする。

一 四 「略」

五 前二号に掲げる保安検査のうち、製造設
備が一般高圧ガス保安規則第二条第一項第
二十二号の二又はコンビナート等保安規則
第二条第一項第十三号の二に規定するコー
ルド・エバポレータである特定施設（当該
特定施設のみを有する事業所に設置されて
いるものに限る。）に係る保安検査を行う
者としての指定

2 「略」

2 「略」

(指定保安検査機関に係る指定の区分)

第二十四条 法第五十八条の三十の三第一項の
経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲
げるものによるものとする。

一 四 「略」

五 専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化
窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱
式構造のものに限る。）に接続された気化
器により当該液化ガスを気化するための高
圧ガス設備（当該高圧ガス設備のみを有す
る事業所に設置されているものに限る。）
に係る特定施設の保安検査を行う者として
の指定

2 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に高圧ガス保安法（以下「法」という。）第五条第一項若しくは第十四条第一項の許可を受け、若しくはその許可の申請をしている者又は法第五条第二項若しくは第十四条第四項の届出をしている者に係る製造施設については、この省令による改正後の一般高圧ガス保安規則第二条第一項第十八号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に法第五条第一項若しくは第十四条第一項の許可を受け、若しくはその許可の申請をしている者又は法第五条第二項若しくは第十四条第四項の届出をしている者に係る製造施設の法第八条又は第十二条第一項及び第二項の技術上の基準については、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に法第十六条第一項若しくは第十九条第一項の許可を受け、若しくはその

許可の申請をしている貯蔵所又は法第十七条の二第一項若しくは第十九条第四項の届出をしている貯蔵所の法第十六条第二項又は第十八条第二項の技術上の基準については、なお従前の例によることができる。

4 この省令の施行の際現に法第五条第一項若しくは第十四条第一項の許可を受け、又はその許可の申請をしている者に係る製造施設については、この省令による改正後のコンビナート等保安規則第二十条第一項第十九号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

5 この省令の施行の際現に法第五条第一項若しくは第十四条第一項の許可を受け、又はその許可の申請をしている者に係る製造施設の法第八条の技術上の基準については、なお従前の例によることができる。

6 この省令の施行の際現に法第二十条第一項ただし書に規定する指定完成検査機関の指定を受けている者又は法第三十五条第一項第一号に規定する指定保安検査機関の指定を受けている者に係る指定の区分については、当該指定の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。